

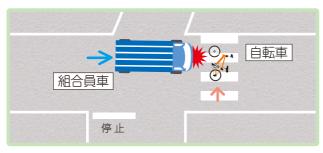


自転車との出会い頭事故が多発 自転車の気ままな走行に注意を!

近年、エコブーム、健康志向の流れに 乗って自転車の利用が増え、それに伴って 自転車事故の交通事故全体に占める割合が 増加してきています。(平成22年で交通 事故全体に占める自転車関連事故は約2割 を占め、10年前の1.12倍)

次の事故も、自転車と契約車両との出会い頭事故の事例です。

## 事故事例(1)

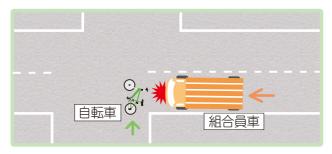


信号のない交差点において、自転車に 乗った女性(アルバイト)が携帯電話をか けながら一旦停止不履行により組合員車と 出会い頭衝突した事故

## ● 示談結果

本件のような事故形態の過失割合は、判例によると、自転車40%:組合員60%となります。本件も相手方の過失を40%として示談が成立しました。

## 事故事例(2)



略図の通り組合員車が住宅街の交差点を

走行中、横断歩道付近を横断してきた相手 方自転車と接触した事故

## ● 示談結果 -

過失割合について、判例により基本割合の自転車40%:組合員60%を採用し、相手方自転車が傘を差して運転したことによる過失10%を加算しました。一方、組合員車の側にも、極めて見通しのよい交差点であるにもかかわらず、前方不注意で衝突時まで制動動作を取らなかった過失として15%を加算し、修正して、相手方の過失35%で示談が成立しました。

上記の事案のとおり、自転車は道路交通 法上では「車両」であり、過失相殺の対象 となります。そして、自転車も交通事故の 加害者となる場合が十分考えられます。大 阪市浪速区で2011年5月、自転車が信号 機のない道路を安全確認せずに横断し、そ の自転車を避けようとしたタンクローリー が歩道に突っ込み2人が死亡した事故を引き起こしたとして自転車で道路を 横断した男性に対し、大阪地裁は禁錮2年 の実刑判決を言い渡しました。同年11月 大阪簡裁は、ブレーキのないピスト・バイクで公道を走行していた男性に道交法違反 として初の罰金刑6,000円の略式命令を 課しました。

政府は自転車の安全利用の推進を掲げ、 警察庁も自転車のルール違反に対する取締 りを強化していますが、自動車運転者の側 も自転車の走行に十分注意を払い走行する ことが求められています。